

2016.06.20

新光商事

取締役会

1. 基本的な考え

当社は、コーポレートガバナンスコードの原則を重要視し、当社の業界並びに環境に即した取締役会の機能を活性化するために努力するものとする。

取締役会は最低年1回は、各取締役及び社外取締役、監査役、社外監査役による自己評価などを実施し取締役会全体の実効性について分析・評価を行うものとする。

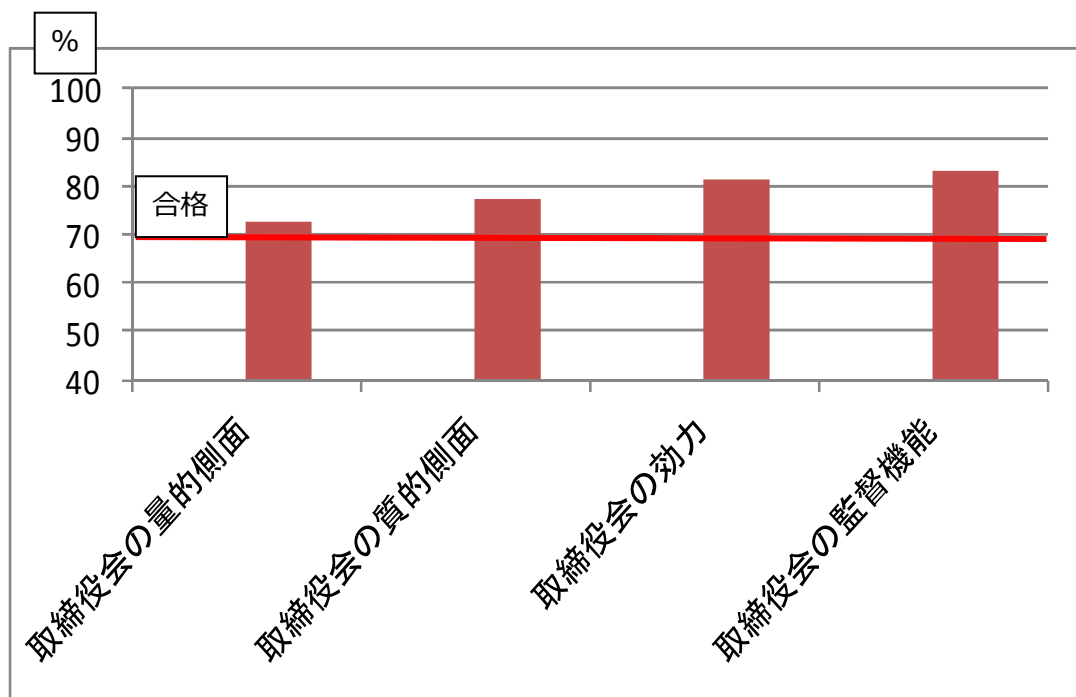
また、その結果の概要を必要に応じてホームページ等で開示することとする。

2. 取締役評価基準

- ・取締役会が定期的若しくは不定期で必要に応じて開催されているかどうか。
- ・取締役会の議案が成長性と安全性をバランスよく捕らえているかどうか。
- ・取締役会で各役員の発言が活発な意見交換となっているかどうか。
- ・取締役会がその実効性に関する分析・評価を行っているかどうか。
- ・取締役会が自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成がされているかどうか。
- ・取締役会の決定事項がどのような結果になったのかが報告され評価が行われたかどうか。
- ・取締役会が過度の保守主義で適切なリスクテイクをしない土壌を作り上げていないかどうか。また逆に成長性へのチャレンジとして安易にリスクテイクしすぎていないかどうか。

3. 評価結果

取締役評価基準に則して、「取締役会の量的側面」、「取締役会の質的側面」、「取締役会の効力」、「取締役会の監督機能」の観点で取締役会評価を実施した。



取締役会の実効性としては、一定水準を充足しており十分に機能していることが認められました。

更なる、実効性を高めるために改善案（事前資料検討の充実等）を立案し実行していきます。

以上